

2022 年 3 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 京 通 信
代表者名 代表取締役社長 C E O 古 屋 佑 樹
(コード番号 : 7359 東証マザーズ)
問合せ先 取 締 役 C F O 村 野 慎 之 介
(TEL. 03-6452-4523)

「第 7 回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

2022 年 3 月 9 日付にてご送付いたしました「第 7 回定時株主総会招集ご通知」について、記載内容に一部訂正がありましたので、お詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり訂正させていただきます。

記

訂正部分には下線を付しております。

17 ページ

第 2 号議案の欄外注記

(訂正前)

5. 当社は、保険会社との間で会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各取締役候補者が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。当該契約の内容は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

(訂正後)

5. 当社は、保険会社との間で会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各取締役候補者が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。当該契約の内容は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

第3号議案の欄外注記

(訂正前)

3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各取締役候補者が監査等委員である取締役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。当該契約の内容は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

(訂正後)

3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各取締役候補者が監査等委員である取締役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。当該契約の内容は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

第4号議案の概要

(訂正前)

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額300百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

本議案は、従来の取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮の上、必要かつ合理的な内容であると判断しております。

また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役2名）となります。

(訂正後)

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを

条件として生じるものといいたします。

本議案は、従来の取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮の上、必要かつ合理的な内容であると判断しております。

また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといいたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、上取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役2名）となります。

以 上